

■ 医科点数表第2章第10部手術の通則の5 (歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)及び6に掲げる手術

医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)及び6に掲げる手術の施設基準については下記の通りです。(令和5年1月～令和5年12月)

1. 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	30 件
イ	黄斑下手術等	3 件
ウ	鼓室形成手術等	28 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	37 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	133 件

2. 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	37 件
イ	水頭症手術等	15 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1 件
エ	尿道形成手術等	32 件
オ	角膜移植術	4 件
カ	肝切除術等	34 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	12 件

その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	112 件
乳児外科施設基準対象手術	0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	32 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	57 件
経皮的冠動脈形成術	37 件
急性心筋梗塞に対するもの	1 件
不安定狭心症に対するもの	0 件
その他のもの	36 件
経皮的冠動脈粥疊切除術	0 件
経皮的冠動脈ステント留置術	75 件
急性心筋梗塞に対するもの	1 件
不安定狭心症に対するもの	4 件
その他のもの	70 件

■ 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算

大腿骨近位部骨折後48時間以内に手術を実施した件数

9 件

令和7年4月1日



学校法人国際医療福祉大学
国際医療福祉大学三田病院
病院長